

前払金をご利用の皆様へ

広島県は令和7年度以降、前払金の使途の範囲を拡大する特例について、恒久化することとなりました。

■前払金の使途項目はこれまでと同様「当該工事の現場管理費等」として利用できます。

■「当該工事の現場管理費等」は、
①当該工事の着工前の諸準備費用として、
②前払金額の25%を上限に、
③お客様が必要な時期に、
④現金（または自社口座振替）で、
払出をすることができます。

【従来の使途範囲】

材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事の償却分）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労災保険料及び保証料に相当する額として必要な経費



【拡大された使途範囲】

現場管理費（労働者災害補償保険料を含む）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）

※令和7年3月31日までに請負契約を締結した工事であって前払金の使途を拡大していないものについては、必要に応じて発注者と受注者間で協議の上、当該請負契約を変更し、前払金の使途の範囲を拡大することが必要です。

ご利用の手続については裏面をご参照下さい。

■広島県以外の発注者については、広島県の適用対象とは異なる内容で使途拡大特例を適用・恒久化される場合がありますので、ご注意ください。

前払金を「当該工事の現場管理費等」で利用するには？

前払金使途内訳明細書の記入方法

記入項目	記入方法
①前払金を使用する項目	「他」に○印をつけ、「当該工事の現場管理費等」とご記入下さい。
②全所要数量・全所要金額	全所要数量には「一式」とご記入下さい。 全所要金額には「現場管理費及び一般管理費等の合計金額」をご記入下さい。
③前払金使用金額	使用希望額（前払金額の25%が上限）をご記入下さい。
④払出予定	希望する時期と前払金使用金額をご記入下さい。
⑤払出方法	「現金」に○印をつけて下さい。
⑥支払先	「-」をご記入下さい。

* 必要に応じて、工事費内訳明細書等のご提出をお願いする場合がございます。

記入例

保証 契約 番号	XXXXXXXXXX
預託 金融 機関	〇〇 <input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> △△支店

前払金使途内訳

(新規)
太線枠内をご記入ください。
※支払先を確認できる書類が提出できない場合は「未定」の場
合は「未定」の場
所定の明細変更手続
直用労務費・前払金使用の場合

(工事例)
請負金額1000万円
前払金400万円(前払率40%)
前払金400万円×25%(上限)
=100万円(記載金額)

前払金は当該工事に下記のとおり使用します。なお、支払先を確認できる書類は下記のとおりです。

前払金を使用する項目	前払金使用金額	払出予定金額	払出方法	支払先 (名称・住所・電話番号)
① 当該工事の現場管理費等	③ 1,000,000 円	④ 1,000,000 円	⑤ 1. 総合振込 2. 振込 3. 現金 (自社口座振替)	⑥ -
全所要数量	② 一式			
全所要金額	2,500,000 円			

前払金の払出について

- 前払金使用項目である「当該工事の現場管理費等」は「直用労務費」と同様に現金で払い出すことができます。
- 預託金融機関への証明資料（請求書と領収書等）の提出は必要ありません。

ご不明な点がございましたら、弊社窓口までお問い合わせ下さい。

〒730-0037 広島市中区中町8番18号(広島クリスタルプラザ8F)

西日本建設業保証株式会社 広島支店

TEL 082-243-3343 / FAX 082-246-7119

電子保証の状況

(1) 電子保証とは

- ・電子保証とは、従来の「保証証書（書面）」に代わる「電子証書」を、受発注者がインターネットを通じて確認することができる仕組みです。
- ・電子保証をご利用いただくことで、申込当日に保証証書を受領することが可能になり、さらに発注者へ証書を持参する必要がなくなるため、証書の受取から提出にかかる時間の削減につながります。

(2) 電子保証の実績（件数）

	令和6年度（3月末）		令和5年度（3月末）	
	前払金保証 （利用率）	契約保証 （利用率）	前払金保証 （利用率）	契約保証 （利用率）
国	209 (83.9%)	117 (86.7%)	246 (84.0%)	111 (82.8%)
うち 国土交通省	187 (90.3%)	99 (94.3%)	221 (87.0%)	88 (88.0%)
独立行政法人等	16 (41.0%)	12 (75.0%)	24 (23.1%)	29 (49.2%)
広島県	541 (65.7%)	424 (69.5%)	-	-
市町	20 (52.6%)	19 (51.7%)	-	-
その他	7 (26.9%)	7 (43.8%)	-	-
計	793	580	270	140

利用率（%）＝電子保証件数／全保証件数

※今年度に導入された発注者は電子保証の実績が初めて計上された月からカウント

- ・広島県（R6.6～）
- ・市町：北広島町（R6.5～）、世羅町（R6.11～）、江田島市（R6.11～）
- ・その他：広島水道広域連合企業団（R6.10～）、日本下水道事業団（R6.9～）

(3) 電子保証の導入発注者（広島県内地方公共団体）

※日付け（例：R5.4）は運用開始年月

令和7年5月1日現在

	県	県庁所在地	市町村						市町村数	導入数
			R6.5 北広島町	R6.10 世羅町	R6.11 江田島市	R7.4 廿日市市	R7.4 大竹市	R7.4 尾道市		
広島	R6.6		R7.4 東広島市	R7.4 熊野町					23	8

<参考> 広島を除く他4県の導入状況

※日付け（例：R5.4）は運用開始年月

令和7年5月1日現在

	県	県庁所在地	市町村						市町村数	導入数	
			R5.6 隠岐の島町	R5.7 大田市	R5.8 雲南市	R6.4 益田市	R6.4 安来市	R6.5 出雲市			
鳥取	R5.4 鳥取県	R6.4 鳥取市	R5.6 米子市	R6.1 境港市	R6.4 岩美町	R6.4 南部町	R6.4 伯耆町	R6.4 日吉津村	19	7	
島根	R5.6 島根県	R6.6 松江市	R6.10 浜田市	R6.10 邑南町					19	9	
岡山	R6.6 岡山県		R6.11 美作市	R7.1 瀬戸内市	R7.1 真庭市	R7.4 倉敷市			27	4	
山口	R4.12 山口県	R5.4 山口市	R5.4 宇部市	R5.5 光市	R5.5 周防大島町	R5.6 防府市	R5.4 美祢市	R5.4 上関町	R5.4 田布施町	19	19
			R5.10 周南市	R5.11 下関市	R6.1 長門市	R6.1 阿武町	R5.6 平生町	R5.6 山陽小野田市	R5.7 下松市		
							R6.3 岩国市	R6.4 和木町			

電子保証のご案内

当社は、令和4年5月9日より、国土交通省発注工事を対象に電子保証のお取り扱いを開始しましたが、令和6年6月1日より、広島県発注工事においても、電子保証のお取り扱いが可能となりました。従来の保証証書（書面）における手続きに比べて、「受取から提出にかかる時間の削減」、「書類保管の軽減」が可能となりますので、是非、電子保証をご利用ください。

1. はじめに

電子保証とは？

書面の「保証証書」に代わり「電子証書」（保証証書に記載する内容が記録されたデータ）を受発注者がインターネットを通じて確認することができる仕組みです。

ご利用の要件

- 1 発注者が電子保証に対応していること
- 2 お客様が「e-Net保証」を利用し保証申し込いただくこと



2. 電子保証の仕組み

電子保証の仕組み

お客様



1 保証申込 (e-Net保証にて)

3 電子証書・認証キー登録のお知らせ

4 電子証書の確認・
認証キーの取得

5 保証契約番号・認証キー
(認証キー等のお知らせ)

発注者



6 電子証書の閲覧

保証契約番号
認証キー

当社

インターネット保証サービス **e-Net保証**

2 電子証書・認証キー※
(保証契約締結後に表示)



※発注者がD-Sure(発注者用保証確認サービス)において電子証書を閲覧するために必要となる暗証番号

D-Sure

(発注者用保証確認サービス)

NDN

日本電子認証(株)



3. お申込の流れ (STEP1,2)

STEP 1

e-Net保証より保証申込 ~ 保証証書の受取方法は、「電子交付」を選択 ~

1 当社HPよりログインする

<https://www.wjcs.net/> 西日本建設業保証 検索

保証申込

連絡事項等の入力画面

保証証書の受取方法 電子交付を希望する

「電子交付を希望する」を選択

保証契約締結後に、「電子証書・認証キー登録のお知らせ」メールをお客様へお送りします

STEP 2

お知らせメールをご確認後、
e-Net保証「電子証書の確認はこちら」を
クリック

2 当社HPより「電子証書の確認はこちら」を
クリックしログイン画面へ



ログインする際のお客様ID・パスワードは、
e-Net保証のお客様ID・パスワードと共通です。

2

3. お申込の流れ (STEP3,4)

STEP 3

電子証書の内容を確認

STEP 4

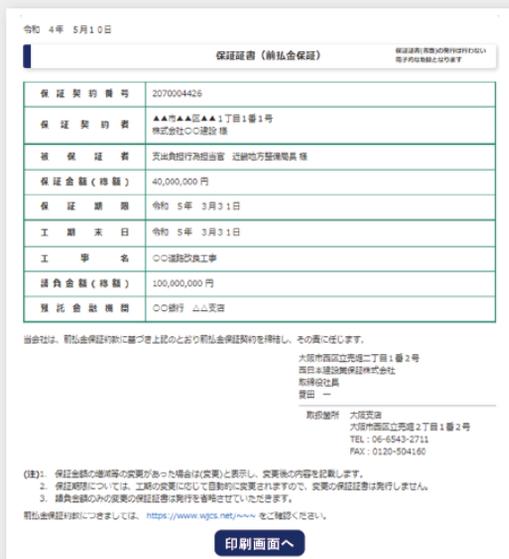
認証キー等の取得 及び発注者へ提出



3 該当する保証契約番号をクリック

4 「認証キー」の表示をクリック

次画面より「認証キー等のお知らせ」
(PDFファイル)をダウンロード



この画面は、印刷・保存が可能です。



【重要】 当該PDFファイルを「発注者」へご提出ください

※STEP3で保存したファイルを誤ってご提出しないようご注意ください

発注者はD-Sure(発注者用保証確認サービス)を通じて、電子証書を開覧します。

発注者が電子証書を開覧するためには、お客様から発注者へ、STEP4で取得した「認証キー等のお知らせ(PDF)」をご提出いただく必要があります。ご提出方法をあらかじめ発注者にご確認いただくと、お手続きがスムーズです。

4. Q&A

Q

電子保証を利用するには
どのような手続きが必要ですか。

A

e-Net保証のID登録が必要になります。
すでにID登録がお済みの場合は、新たな
手続きは不要です。

Q

全ての保証証書が電子保証の
対象となりますか。

A

対象は以下のとおりとなります。

- ・前払金保証
- ・中間前払金保証
- ・契約保証

※契約保証予約は対象外です。

Q

広島県における
電子保証の対象案件を
教えてください。

A

令和6年6月1日以降の契約締結分が
対象となります。

なお、令和6年5月31日以前の契約締結分も
変更契約を交わすことで対応が可能です。



令和7年5月7日より 保証料領収証の電子交付を開始します

令和7年5月7日より、電子保証をご利用いただいた案件については、これまで書面でお渡ししていましたが、保証料領収証をe-Net保証より電子交付いたします。

※保証料の一括後払をご利用いただいた際にお渡しする、保証料計算書については、既に令和6年2月13日より電子交付しています。

保証料領収証の確認方法

株式会社〇〇建設 様 ログアウト

e-Net plus
西日本建設業保証株式会社 POWER EGG Ver.3.2c

ログイン | **電子証書**

保証料一覧

- 電子証書発行時の保証料の一覧です。
- 「ダウンロード」ボタンを押すと、保証料の支払方法に応じて、保証料計算書または保証料領収証が表示されます。
- 「ダウンロード」可能な時間は平日の8:30~19:00となります。

全件 証書発行日 保証契約番号 発注者 工事名

種別	証書発行日	保証契約番号	区分	変更契約	JV区分	発注者	工事名	保証金額:円	保証料:円	一括後払	計算書領収証
	2025/05/07	5574002046	前払			分任支出負担行為担当官 九州地方整備局	〇〇道路改良工事	54,000,000	170,800	未	ダウンロード
	2024/09/26	5573201472	契約			分任支出負担行為担当官 九州地方整備局	〇〇道路改良工事	30,393,000		未	ダウンロード
	2024/09/13	5573201331	契約			分任支出負担行為担当官 九州地方整備局	〇〇道路改良工事	1,441,000		未	ダウンロード

ダウンロードをクリック

保証料領収証 (前払金保証)

保証契約者 大阪市西区立売堀
株式会社〇〇建設 様

金170,800円

(非課税)

上記金額を領収いたしました。

保証契約締結日 (変更日) 令和 7年5月7日

保証契約番号	5574002046	保証金額	円 ¥54,000,000.-	保証期限	令和 8年3月31日 (工期末日 令和8年 7月25日)
預託金融機関	〇〇銀行 A B支店				
被保証者	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局				
工事名	〇〇道路改良工事				
請負金額	総額		円 ¥303,930,000.-		
	対象額		円 ¥135,080,000.-		
備考					

💡 操作方法の詳細は「e-Net保証らくらくマニュアル」をご参照ください



インターネット保証サービス e-Net保証のご案内



e-Net保証とは、インターネットから保証のお申込みができるサービスです

POINT

特徴



- 1 登録料、ご利用にかかる**手数料は一切不要**です。(通信料はお客様負担となります)
- 2 ID・パスワードによって、お客様を認識しますので、**申込毎の押印は不要**です。
- 3 弊社がおすすめする工事の場合、申込内容(工事名や発注者名等)の一部をあらかじめ弊社にて登録していますので、**簡単にお申込み**ができます。
- 4 e-Net保証から前払金保証のお申込みをいただくと、お申込み毎に**保証料が200円割引**となります。
※対象は、前払金額(保証金額)が300万円以上のお申込み

e-Net保証で できること



使途内訳明細書・
払出依頼書の
作成

過去の保証内容の
確認

保証のお申込み

- ・前払金保証
- ・中間前払金保証
- ・契約保証
- ・契約保証予約

電子データ
(PDFファイル等)の送付
【資料送付機能】

電子保証※の
利用

(※)
電子保証とは、従来の「保証証書(書面)」に代わる「電子証書」を、受発注者がインターネットを通じて確認することができる仕組みです。電子保証のご利用には、e-Net保証を利用し、保証申込みをしていただく必要があります。

「e-Net保証」をご利用いただくには

事前にID登録が必要です。
裏面の「e-Net保証利用申込書」をコピーまたは
ホームページよりダウンロードのうえ、
最寄りの弊社の支店にお送りください。

弊社ホームページ

<https://www.wjcs.net/enet/enet.php>
「e-Net保証とは」→「お客様IDをお持ちでない方」



ご案内動画

<https://www.wjcs.net/enet/>



お気軽に弊社へお問合わせください。

西日本建設業保証株式会社 広島支店

〒730-0037
広島市中区中町8番18号(広島クリスタルプラザ8F)

TEL 082-243-3343 [営業時間(平日)] 9:00 ▶ 17:00

FAX 0120-504-168

西日本建設業保証

検索

<https://www.wjcs.net/>



「e-Net保証」利用申込書

西日本建設業保証株式会社 御中

インターネット保証サービス利用規約を承認のうえ次のとおり申込みをします。

申込者	住所		
	名称	印	
	電話番号		
担当者	部署・役職名	申込みご担当者についてご記入ください。	
	担当者名		

- ※ 太線内をすべてご記入ください。
- ※ 初回ログイン時、メールアドレスのご登録が必要となります。

〈個人情報および法人等の団体情報の利用目的〉

お客様の個人情報および法人等の団体情報を取得する目的は以下のとおりです。
 なお、ここに定めのない目的で取得する場合は、あらかじめ利用目的を明示させていただきます。

- e-Net保証にかかる契約締結のため
- 保証契約後の管理のため
- 当社又は当社グループ会社を取り扱う商品やサービスのご案内、提供のため
- 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による商品やサービスの研究、開発のため
- お問い合わせ等の対応のため

〈弊社記入欄〉

顧客番号(CIF10桁)		
取扱支店		
<支店連絡欄>		
支払先確定・再預託 ※	担当	

※ 取扱のあるものを○で囲むこと

工事後半の**資金繰り**をサポート!

中間前払金のご案内

当初の前払金

40%

+

中間前払金

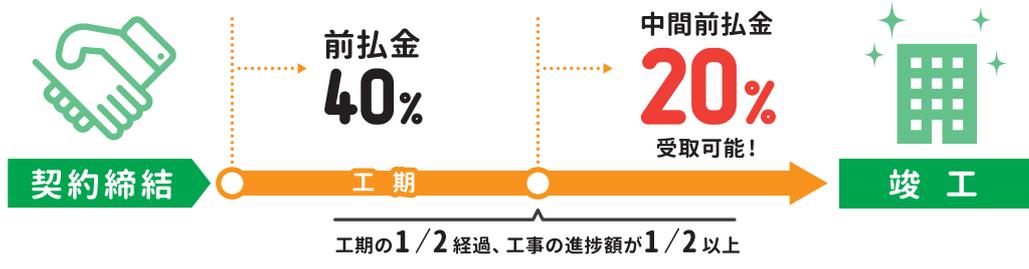
20%

簡単な手続きで工事代金を**早く**受け取れます!

中間前払金とは?

当初の前払金(請負金額の40%)に加え、さらに**請負金額の20%**を受け取れます。

工期が長くても安心ね!



よくある質問 Q & A

Q どのような場合に請求できるの?

A 工期の1/2を経過し、工事の進捗額が1/2以上となった場合です。

Q 出来高検査はあるの?

A 部分払いのような出来高検査はなく、現場を止める必要はありません。

Q 手続きは面倒じゃないの?

A 手続きは簡単です。当社に次の書類をご提出ください。

- 保証申込書
- 前払金使途内訳明細書
- 発注者が発行する認定調書(写)

Q 保証料はどれくらいかかるの?

A 保証料率は一律**0.065%**と非常にローコストです。

一例▶ 請負金額5,000万円の工事の場合
中間前払金1,000万円×0.065%▶ 保証料 **6,500円**

対象発注者、対象工事等につきましては、お気軽に当社へお問い合わせください。

 西日本建設業保証株式会社 広島支店

〒730-0037 広島市中区中町8番18号(広島クリスタルプラザ8F)

TEL **082-243-3343** [営業時間(平日)] 9:00 ▶ 17:00

FAX  **0120-504-168**

西日本建設業保証 <https://www.wjcs.net/>

検索  

簡単・便利

中間前払金のご利用の流れ



発注者



受注者(お客様)

(※1)

工事履行報告書

工事名			
工期			
日付			
月別	予定工程 % (1)は工程変更後	実施工程 %	備考
(記事項)			

※発注者によっては、請負契約締結時に、「中間前払金」をご選択ください。

1 認定請求書類のご提出

工期の1/2、工事の進捗額が1/2を経過した後、以下の書類を発注者へご提出ください。

- 中間前払認定請求書
- 工事履行報告書(※1)

※発注者によっては、必要書類が異なる場合があります。

2 認定調書の発行

発注者より中間前払認定調書が発行されます。

認定調書	
契約の相手方	
工事件名	
竣工場所	
工期	
契約金額	
備考	

上記の工事についてその進捗を調査したところ、
中間前払金払ふことができる要件を具備していることを認定する。

年 月 日

署名 氏名 印

当社

3 保証のお申込み

以下の書類を当社へご提出ください。

- 保証申込書
- 前払金使途内訳明細書
- 中間前払認定調書(写)

5 中間前払金のご請求

以下の書類を発注者へご提出ください。

- 保証証書
- 中間前払金請求書

4 保証証書の発行

当社より以下の書類をお渡します。

- 保証証書
- 前払金払出依頼書

6 中間前払金の振込

発注者より中間前払金が前払金専用口座へ振り込まれます。

7 中間前払金のお引き出し

金融機関へ前払金払出依頼書をご提出のうえ、払出手続きを行ってください。

インターネットバンキングをご利用のお客様へ

「総合振込」による前払金の払出手続きを利用すると

動画でも確認できます

下請企業等への「支払が便利」に!!!



※「前払金専用口座」とインターネットバンキングの「支払口座」が同一金融機関店舗内にある場合にご利用いただけます。

～「総合振込」による払出手続きの流れ(概要)～

「総合振込」は、「前払金専用口座」からインターネットバンキング等の「支払口座」へ支払日(振込指定日)以前に振り替えた後、下請企業等へ振り込む方法です。

ステップ
①

インターネットバンキング等で振込予約をする

A建設とB建材に支払いたい



1. 振込先：(株)A建設 金額：●●万円 振込日：○月○日	2. 振込先：(有)B建材 金額：▲▲万円 振込日：○月○日
---	---

ステップ
②

前払金を「支払口座」へ振り替える
(金融機関店舗窓口での手続き)



※同一金融機関店舗内

「前払金専用口座」

前払金

振替

インターネットバンキング等の「支払口座」

前払金

自己資金

ステップ
③

下請企業等へ振込完了



「振込」の場合

前払金専用口座から、下請企業等の口座へ直接振り込む方法



振込日の当日には金融機関窓口へ行けない!

振込依頼書の手書きは手間がかかる...

◆◆「総合振込」以外の払出方法との比較◆◆

「現金」の場合

現金で払い出す、または、自社口座へ振り替える方法

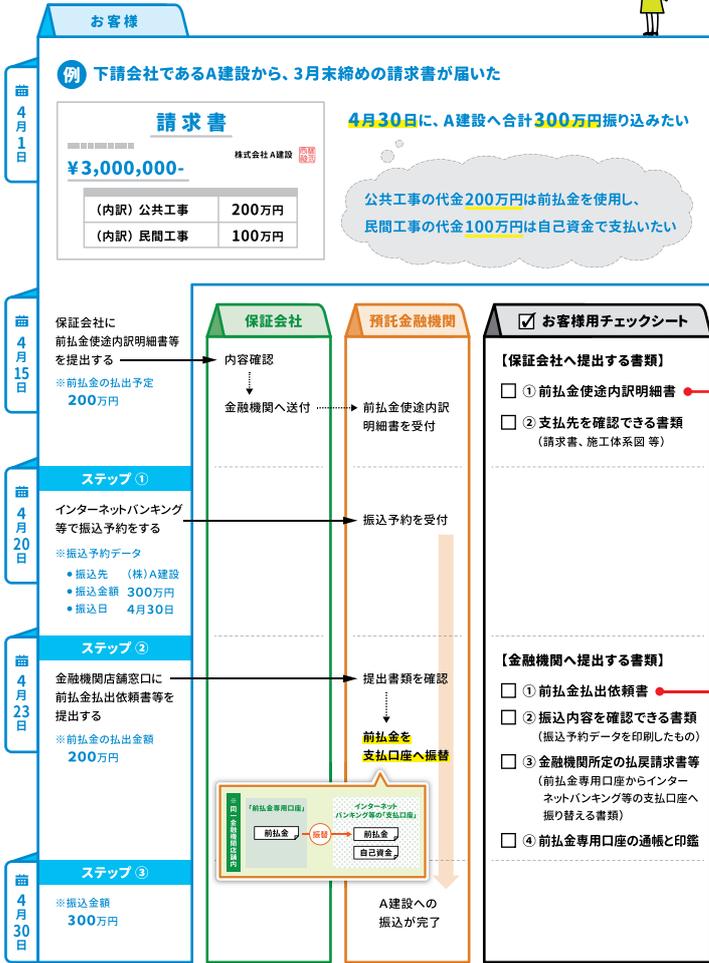


「請求書」と「領収書」を金融機関へ提出するのが大変...

「総合振込」の場合の払出手続きの流れ



具体例



前払金使途内訳明細書および前払金払出依頼書の記載例

前払金使途内訳明細書 (No. 1)

令和〇年4月15日

保証契約者 大阪西区立売堀2-1-2 西日本建設株式会社 代表取締役 西日本太郎

前払金を使用する項目	前払金額	使途	払出方法	支払先	月/日	金額	備考
杭打工事	5,000,000	一式	前払金	㈱A建設	4/15	2,000,000	
鉄筋工事	2,000,000	一式	前払金	㈱B建設	4/15	2,000,000	
生コンクリート	2,000,000	300m ³	前払金	C生コン組合	4/15	2,000,000	
雇用労務費	3,000,000	前払金	前払金	〇〇〇〇	4/15	1,500,000	
その他	5,700,000	〇〇〇〇	前払金	〇〇〇〇	4/15	1,500,000	
前払金の合計	12,000,000						

前払金払出依頼書 (第1回)

令和〇年4月23日

保証契約者 (振込先) 大阪西区立売堀2-1-2 西日本建設株式会社 代表取締役 西日本太郎

前払金を使用する項目	払出金額	振込日	振込額	支払先名
杭打工事	2,000,000	4/30	2,000,000	㈱A建設
鉄筋工事	2,000,000	4/30	2,000,000	㈱B建設
生コンクリート	2,000,000	4/30	2,000,000	C生コン組合
雇用労務費	3,000,000	4/30	1,500,000	〇〇〇〇
その他	5,700,000	4/30	1,500,000	〇〇〇〇

Q & A

よくあるご質問



Q1

「総合振込」による前払金の払出手続きのメリットは何ですか？

- ① 同じ支払先に対して、前払金専用口座と支払口座の両方から振り込む必要がなく、1つの支払口座から振込ができます。
- ② 支払口座のインターネットバンキングを利用することで、振込手数料を抑えることができます。
- ③ 支払日(振込指定日)より前に前払金を支払口座に振り替えることができるので、預託金融機関の混雑日避けることができます。

Q2

下請企業等への支払日(振込指定日)の何日前に前払金を支払口座へ振り替えればよいですか？

支払日(振込指定日)の前日～10日前を目途に、預託金融機関の窓口で振り替えてください。
なお、インターネットバンキングの振込予約に関する具体的なサービス内容については、各金融機関にご確認ください。

Q3

前払金払出依頼書の「払出手続日」と「総合振込日」には、何を記入したらいいですか？

「払出手続日」には、前払金を前払金専用口座から支払口座へ振り替える日(預託金融機関の窓口で、前払金の払出手続きをする日)をご記入ください。「総合振込日」には、下請企業等への支払日(振込指定日)をご記入ください。

Q4

金融機関と総合振込に関する契約をしていない場合や、インターネットバンキングを利用していない場合でも、「総合振込」による前払金の払出手続きは利用できますか？

ご利用いただけます。具体的な手続きについては、弊社へお問い合わせください。

お気軽に弊社へお問い合わせください。

 西日本建設業保証株式会社 広島支店

〒730-0037 広島市中区中町8番18号(広島クリスタルプラザ8F)

総合振込のご案内動画も
ぜひご覧ください



<https://www.wjcs.net/maebarai/movie.php>

TEL

082-243-3343 [営業時間(平日)] 9:00 ▶ 17:00

FAX



0120-504-168